

第四十三号議案

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都都市整備局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第七十七号）の一部を次のように改正する。
別表二の部一の項中

当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	二万六千円	を
当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え一千平方メートル以内のもの	一万六千円	に、
当該部分の床面積の合計が一千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	二万六千円	を
建築物の延べ面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	二万六千円	に、
建築物の延べ面積が三百平方メートルを超え一千平方メートル以内のもの	一万六千円	を
建築物の延べ面積が一千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	二万六千円	に、

当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの

十八万円

を

当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え一千平方メートル以内のもの

十三万八千円

当該部分の床面積の合計が一千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの

十八万円

に、

当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの

三十八万四千円

を

当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え一千平方メートル以内のもの

三十万円

当該部分の床面積の合計が一千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの

三十八万四千円

に、

建築物の延べ面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの

三十八万四千円

を

建築物の延べ面積が三百平方メートルを超え一千平方メートル以内のもの

三十万円

建築物の延べ面積が一千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの

三十八万四千円

に改め、

同部二の項中

当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの

一万八千円

を

当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え一千平方メートル以内のもの

一万一千円

に、

当該部分の床面積の合計が一千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの

一万八千円

建築物の延べ面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの

一万八千円

建築物の延べ面積が三百平方メートルを超え一千平方メートル以内のもの

一万一千円

建築物の延べ面積が一千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの

一万八千円

当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの

九万六千円

当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え一千平方メートル以内のもの

七万二千元

当該部分の床面積の合計が一千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの

九万六千円

当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの

十九万八千円

当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え一千平方メートル以内のもの

十五万四千元

当該部分の床面積の合計が一千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの

十九万八千円

建築物の延べ面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの

十九万八千円

を

に、

を

に、

を

に、

を

建築物の延べ面積が三百平方メートルを超え一千平方メートル以内のもの	十五万四千円
建築物の延べ面積が一千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	十九万八千円

に改める。

別表三の部一の項中

(一) 非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十一条第一項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。）の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、生産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下この表において同じ。）のみの場合

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二万七千円
当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	八万四千百円
当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	十二万八千円
当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	十六万一千円
当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	二十万一千円

を

(一) 非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十一条第一項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。）の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下この表において同じ。）のみの場合				
				の
当該部分の床面積の合計が二百平方メートル以上一千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が一千平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二十平方メートル以上五十平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの
	十六万一千円	十二万八千円	八万四百円	一万六千七百円
当該部分の床面積の合計が二				

に、

モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号。以下この表において「省令」という。）第一条第一項第一号イの一次エネルギー消費量（以下この表において「一次エネルギー消費量」という。）の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第十条第一号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。以下この表（五の項を除く。）において同じ。）による場合

	<p>の 万五千平方メートル以上のもの</p>	<p>二十万一千円</p>
<p>当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの</p>	<p>当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの</p>	<p>十四万五千七百円</p>
<p>当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの</p>	<p>当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの</p>	<p>三十七万一千円</p>
<p>当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの</p>	<p>当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの</p>	<p>四十三万五千円</p>

を

標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。以下この表（五の項を除く。）において同じ。）による場合

モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号。以下この表において「省令」という。）第一条

<p>当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの</p>	<p>三十六万七千円</p>
<p>当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの</p>	<p>五十二万三千七百円</p>
<p>当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの</p>	<p>六十四万六千円</p>
<p>当該部分の床面積の合計が一万平方米メートル以上二万五千平方メートル未満のもの</p>	<p>七十六万三千円</p>
<p>当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの</p>	<p>八十七万一千円</p>
<p>当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上一千平方メートル未満のもの</p>	<p>十一万七千円</p>

第一項第一号イの一次エネルギー消費量（以下この表において「一次エネルギー消費量」という。）の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。二の項、五の項及び六の項において同じ。）による場合

標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。）

<p>当該部分の床面積の合計が一 千平方メートル以上二千平方 メートル未満のもの</p>	<p>十四万五千七百円</p>
<p>当該部分の床面積の合計が二 千平方メートル以上五千平方 メートル未満のもの</p>	<p>二十三万五千七百円</p>
<p>当該部分の床面積の合計が五 千平方メートル以上一万平方 メートル未満のもの</p>	<p>三十万九千円</p>
<p>当該部分の床面積の合計が一 万平方メートル以上二万五千 平方メートル未満のもの</p>	<p>三十七万一千円</p>
<p>当該部分の床面積の合計が二 万五千平方メートル以上のも の</p>	<p>四十三万五千円</p>
<p>当該部分の床面積の合計が三 百平方メートル以上一千平方</p>	<p>二十八万四千四百円</p>

に

二の項、五の項及び六の項において同じ。）による場合

メートル未満のもの	
当該部分の床面積の合計が一 千平方メートル以上二千平方 メートル未満のもの	三十六万七千百円
当該部分の床面積の合計が二 千平方メートル以上五千平方 メートル未満のもの	五十二万三千七百円
当該部分の床面積の合計が五 千平方メートル以上一万平方 メートル未満のもの	六十四万六千円
当該部分の床面積の合計が一 万平方メートル以上二万五千 平方メートル未満のもの	七十六万三千円
当該部分の床面積の合計が二 万五千平方メートル以上のも の	八十七万一千円

改め、同部二の項中

(一) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合						(一) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合
	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上一千平方メートル未満のもの	の 当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が一 万平方メートル以上二万五千 平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五 千平方メートル以上一万平方 メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二 千平方メートル以上五千平方 メートル未満のもの	
一万一千八百円	十四万一千円	十一万三千円	九万円	五万六千四百円	一万九千円	

を

モデル建物法による場合

<p>当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方</p>	<p>十万二千百円</p>
<p>当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの</p>	<p>十四万一千円</p>
<p>当該部分の床面積の合計が一萬平方メートル以上二萬五千平方メートル未満のもの</p>	<p>十一万三千円</p>
<p>当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一萬平方メートル未満のもの</p>	<p>九万円</p>
<p>当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの</p>	<p>五万六千四百円</p>
<p>当該部分の床面積の合計が一平方メートル以上二平方メートル未満のもの</p>	<p>一万九千百円</p>

に、

標準入力法等による場合						
当該部分の床面積の合計が二 メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三 百平方メートル以上二千平方 メートル未満のもの	の 当該部分の床面積の合計が二 万五千平方メートル以上のも の	当該部分の床面積の合計が一 万平方メートル以上二万五千 平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五 千平方メートル以上一万平方 メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二 千平方メートル以上五千平方 メートル未満のもの	メートル未満のもの
	二十五万七千百円	三十万五千円	二十六万円	二十一万六千円	十六万五千百円	
を						

モデル建物法による場合					
当該部分の床面積の合計が三 百平方メートル以上一平方 メートル未満のもの	七 万 七 千 六 百 円	当該部分の床面積の合計が二 万五千平方メートル以上のも の	六 十 一 万 円	当該部分の床面積の合計が一 万平方メートル以上二万五千 平方メートル未満のもの	五 十 三 万 五 千 円
当該部分の床面積の合計が一 千平方メートル以上二平方 メートル未満のもの	十 万 二 千 百 円	当該部分の床面積の合計が五 千平方メートル以上一万平方 メートル未満のもの	四 十 五 万 三 千 円	千平方メートル以上五千平方 メートル未満のもの	三 十 六 万 六 千 七 百 円

標準入力法等による場合					
当該部分の床面積の合計が二 千平方メートル以上五千平方 メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二 千平方メートル以上五千平方 メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三 万五千平方メートル以上のも の	当該部分の床面積の合計が一 万平方メートル以上二万五千 平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が一 万平方メートル以上二万五千 平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五 千平方メートル以上一万平方 メートル未満のもの
十六万五千百円	二十一万六千円	二十六万円	三十万五千円	十九万九千二百円	二十五万七千百円
に					

当該部分の床面積の合計が二 千平方メートル以上五千平方 メートル未満のもの	三十六万六千七百円
当該部分の床面積の合計が五 千平方メートル以上一万平方 メートル未満のもの	四十五万三千円
当該部分の床面積の合計が一 万平方メートル以上二万五千 平方メートル未満のもの	五十三万五千円
当該部分の床面積の合計が二 万五千平方メートル以上のも の	六十一万円

改め、同部三の項中「第三十条第一項の」を「第三十五条第一項の」に、「第三十条第二項」を「第三十五条第二項」に、「第三十条第一項各号」を「第三十五条第一項各号」に、

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの
を

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上一千平方メートル未満のもの
一万六千七百円

当該部分の床面積の合計が一千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの
二万七千七百円
に、

モデル建物法による場合

<p>当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの</p>	<p>八万七千百円</p>
<p>当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの</p>	<p>十四万五千七百円</p>
<p>当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの</p>	<p>二十三万五千七百円</p>
<p>当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの</p>	<p>三十万九千円</p>
<p>当該部分の床面積の合計が一万平方米メートル以上二万五千平方メートル未満のもの</p>	<p>三十七万一千円</p>
<p>当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの</p>	<p>四十三万五千円</p>

標準入力法等による場合

<p>当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの</p>	<p>二十二万七千百円</p>
<p>当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの</p>	<p>三十六万七千百円</p>
<p>当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの</p>	<p>五十二万三千七百円</p>
<p>当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの</p>	<p>六十四万六千円</p>
<p>当該部分の床面積の合計が一万平方米メートル以上二万五千平方メートル未満のもの</p>	<p>七十六万三千円</p>
<p>当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの</p>	<p>八十七万一千円</p>

を

モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第十条第一号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。四の項において同じ。）による場合

<p>当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの</p>	<p>八万七千百円</p>
<p>当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上一千平方メートル未満のもの</p>	<p>十一万七千円</p>
<p>当該部分の床面積の合計が一千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの</p>	<p>十四万五千七百円</p>
<p>当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの</p>	<p>二十三万五千七百円</p>
<p>当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの</p>	<p>三十万九千円</p>
<p>当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの</p>	<p>三十七万一千円</p>

<p>標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。四の項において同じ。）による場合</p>					
当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上一千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が一千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの
四十三万五千元	二十八万四千四百円	三十六万七千百円	五十二万三千七百円	六十四万六千円	

に

に改め、

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上一千平方メートル未満のもの	十九万九千二百円
当該部分の床面積の合計が一千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二十五万七千円

同部五の項中「第三十六条第一項」を「第四十一条第一項」に、「第二条第三号」を「第二条第一項第三号」に、

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二万七千円
-------------------------------------	-------

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上一千平方メートル未満のもの	一万六千七百円
-------------------------------------	---------

当該部分の床面積の合計が一千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二万七千円
-------------------------------------	-------

(イ) モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。）による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	八万七千円
	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十四万五千七百円
	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	二十三万五千七百円

(イ) モデル建物法による場合			
当該部分の床面積の合計が二 万五千平方メートル以上のもの	八十七万一千円	六十四万六千円	千平方メートル以上一万平方 メートル未満のもの
当該部分の床面積の合計が二 万平方メートル以上二万五千 平方メートル未満のもの	七十六万三千円	八十七万六千円	当該部分の床面積の合計が一 万平方メートル以上二万平方 メートル未満のもの
当該部分の床面積の合計が三 百平方メートル以上一千平方 メートル未満のもの	十一万七千円	八十七万六千円	当該部分の床面積の合計が一 千平方メートル以上二千平方 メートル未満のもの
当該部分の床面積の合計が二 百平方メートル未満のもの	十四万五千七百円	八十七万六千円	当該部分の床面積の合計が二 百平方メートル未満のもの

		(ロ) 標準入力法等による場合				
当該部分の床面積の合計が一	当該部分の床面積の合計が三 百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三 百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二 万五千平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が一 万平方メートル以上二万五千 平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五 千平方メートル以上一万平方 メートル未満のもの	千平方メートル以上五千平方 メートル未満のもの
	二十八万四千四百円	二十二万七千百円	四十三万五千円	三十七万一千円	三十万九千円	二十三万五千七百円
に						

改め、同部六の項中

(一) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合				
	当該部分の床面積の合計が二 万五千平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が二 万五千平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が一 万平方メートル以上二万五千 平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五 千平方メートル以上一万平方 メートル未満のもの
	三 十六万七千 百円	七 十六万三 千円	六 十四万六 千円	五 十二万三 千七百円
	一 万九千 百円			
	当該部分の床面積の合計が三 百平方メートル以上二千平方 メートル未満のもの			

(一) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合

<p>当該部分の床面積の合計が一千平方メートル以上二千平方</p>	<p>当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上一千平方メートル未満のもの</p>	<p>の 当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの</p>	<p>当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの</p>	<p>当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの</p>	<p>当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの</p>
<p>一万九千百円</p>	<p>一万一千八百円</p>	<p>十四万一千円</p>	<p>十一万三千円</p>	<p>九万円</p>	<p>五万六千四百円</p>

を

モデル建物法による場合					
		当該部分の床面積の合計が二 万五千平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が一 万平方メートル以上二万五千 平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五 千平方メートル以上一万平方 メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二 千平方メートル以上五千平方 メートル未満のもの
当該部分の床面積の合計が二 百平方メートル以上二千平方 メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三 百平方メートル以上二千平方 メートル未満のもの	十四万一千円	十一万三千円	九万円	五万六千四百円

に、

標準入力法等による場合					
		千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの
当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	三十三万七千七百円	二十五万七千七百円	三十万五千円	二十六万円
三十三万七千七百円	二十六万円	三十三万七千七百円	二十五万七千七百円	三十万五千円	二十六万円
を					

モデル建物法による場合													
<table border="1"> <tr> <td style="width: 33%;"> <p>当該部分の床面積の合計が三 百平方メートル以上一千方 メートル未満のもの</p> </td> <td style="width: 33%;"> <p>当該部分の床面積の合計が一 千平方メートル以上二千平方 メートル未満のもの</p> </td> <td style="width: 33%;"> <p>当該部分の床面積の合計が二 千平方メートル以上五千方 メートル未満のもの</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">七万七千六百円</td> <td style="text-align: center;">十万二千百円</td> <td style="text-align: center;">十六万五千百円</td> </tr> </table>	<p>当該部分の床面積の合計が三 百平方メートル以上一千方 メートル未満のもの</p>	<p>当該部分の床面積の合計が一 千平方メートル以上二千平方 メートル未満のもの</p>	<p>当該部分の床面積の合計が二 千平方メートル以上五千方 メートル未満のもの</p>	七万七千六百円	十万二千百円	十六万五千百円	<table border="1"> <tr> <td style="width: 33%;"> <p>当該部分の床面積の合計が二 万五千平方メートル以上のも の</p> </td> <td style="width: 33%;"> <p>当該部分の床面積の合計が一 万平方メートル以上二万五千 平方メートル未満のもの</p> </td> <td style="width: 33%;"> <p>当該部分の床面積の合計が五 千平方メートル以上一万平方 メートル未満のもの</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">六十一万円</td> <td style="text-align: center;">五十三万五千円</td> <td style="text-align: center;">四十五万三千円</td> </tr> </table>	<p>当該部分の床面積の合計が二 万五千平方メートル以上のも の</p>	<p>当該部分の床面積の合計が一 万平方メートル以上二万五千 平方メートル未満のもの</p>	<p>当該部分の床面積の合計が五 千平方メートル以上一万平方 メートル未満のもの</p>	六十一万円	五十三万五千円	四十五万三千円
<p>当該部分の床面積の合計が三 百平方メートル以上一千方 メートル未満のもの</p>	<p>当該部分の床面積の合計が一 千平方メートル以上二千平方 メートル未満のもの</p>	<p>当該部分の床面積の合計が二 千平方メートル以上五千方 メートル未満のもの</p>											
七万七千六百円	十万二千百円	十六万五千百円											
<p>当該部分の床面積の合計が二 万五千平方メートル以上のも の</p>	<p>当該部分の床面積の合計が一 万平方メートル以上二万五千 平方メートル未満のもの</p>	<p>当該部分の床面積の合計が五 千平方メートル以上一万平方 メートル未満のもの</p>											
六十一万円	五十三万五千円	四十五万三千円											

		標準入力法等による場合			
当該部分の床面積の合計が五千平方メートル未満のもの	二十一万六千円	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	二十六万円	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	三十万五千元
当該部分の床面積の合計が一千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二十五万七千円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上一千平方メートル未満のもの	十九万九千二百円	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	三十六万六千七百円
に					

メートル未満のもの	
当該部分の床面積の合計が五 千平方メートル以上一万平方 メートル未満のもの	四十五万三千円
当該部分の床面積の合計が一 万平方メートル以上二万五千 平方メートル未満のもの	五十三万五千円
当該部分の床面積の合計が二 万五千平方メートル以上のもの	六十一万円

改め、同部備考中「第二十九条第三項各号」を「第三十四条第三項各号」に改め、同部備考十四を同部備考十六とし、同部備考十から備考十三までを同部備考十二から備考十五までとし、同部備考九中「建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下この表において「向上計画認定申請手数料等」という。）を「向上計画認定申請手数料等」に改め、同部備考九を同部備考十一とし、同部備考一から備考八までを同部備考三から備考十までとし、同部に備考一及び備考二として、次のように加える。

一 省令第一条第一項第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によつて非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な

変更に該当していることの証明手数料の額は、それぞれこの表の三の部の一の項(二)、同部二の項(二)、同部五の項(二)の口の(ロ)又は同部六の項(二)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

二 省令第一条第一項第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第十条第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下この表において「向上計画認定申請手数料等」という。）の額は、それぞれこの表の三の部三の項(二)の(2)の口の(ロ)又は同部四の項(二)の(2)の口の(ロ)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（提案理由）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十六号）の施行に伴い、特定建築物の非住宅部分の建築物エネルギー消費性能適合性判定等の申請に関する手数料に係る規定を設けるほか、所要の改正を行う必要がある。